

住宅瑕疵担保責任(任意)保険 概要説明書

住宅取得者の皆様へ

重要事項説明書は
こちらから確認できます



住宅事業者は住宅を供給するにあたり住宅瑕疵担保責任任意保険に加入します。

この概要説明書では、保険の概要と保険事故発生時の直接請求についてご説明します。

この概要説明書は、保険の内容のうち住宅取得者の皆様にかかわる事項を説明するものです。
詳細は、必要に応じて重要事項説明書や約款集で確認してください。

1. 住宅事業者が加入する保険の概要

(1) 商品の名称

住宅瑕疵担保責任任意保険

(2) 保険契約の概要

新築住宅の供給者には、品確法により構造耐力上主要な部分等に対する **10 年間の瑕疵担保責任(民法における契約不適合責任)**が義務付けられています。

この保険はこの瑕疵担保責任を履行するための資力確保等を目的として加入するものです。

(3) 保険金をお支払いする場合

住宅に次の事象が発生した場合(**保険事故**)に補修等のために必要となる費用を対象に保険金を支払います。

構造耐力上主要な部分等の瑕疵(**民法における契約不適合の状態**)を原因として

- 住宅が傾いたり歪みが生じた場合……構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
- 雨漏れが発生した場合……雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合

ご 注 意

住宅取得者が保険金を請求できるのは、後述の直接請求ができる場合に限りです。
保証事故を発見した場合は、まず被保険者である住宅事業者に連絡してください。

この概要説明書では、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「品確法」という略称で使用します。

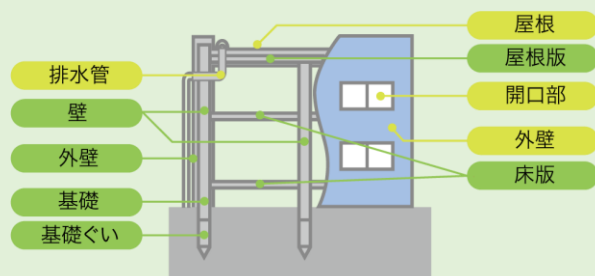
保険の対象となる構造耐力上主要な部分等

木造軸組工法の木造住宅の場合



構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分

鉄筋コンクリート造の住宅の場合



構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分

(4) 保険期間（具体的な保険期間は保険付保証書に記載されます。）

原則として住宅の引渡日から **10 年間** です。

(5) 保険金額(支払限度額)（保険金額は保険付保証書に記載されます。）

2000万円/戸

戸建住宅は、3000万円、4000万円、5000万円を選択することもできます。

(6) 主な免責事項(保険の対象とならない主な場合)

○ 外来の事由等により生じた損害

外 来 の 事 由 や 天 変 地 異	洪水、台風、暴風、暴風雨、たつ巻、豪雨等の自然災害 火災、落雷、爆発等の外来の事由 地震や噴火、これらに起因して生じた津波
経 年 劣 化 等	虫食いやねずみ食い、住宅の性質による結露 瑕疵によらない住宅の自然の消耗(経年劣化)、さび、かび、変色等の事象
不 適 切 な 維 持 管 理	住宅の著しく不適正な使用や維持管理

○ 住宅事業者が責任を負わない瑕疵等に起因する損害

取 得 者 に 起 因 す る 瑕 疵	不相当と指摘を受けたうえで住宅取得者が採用した設計施工や資材の瑕疵
引 渡 後 の 工 事 等	引渡後に行われた工事やその工事の瑕疵(保険事故の補修を含みます。)

2. 住宅取得者による直接請求の取扱い

住宅事業者が加入する保険には、一定の場合に住宅取得者が保険金を請求できる取扱いがあります。

(1) 直接請求ができる場合

次のいずれかの場合は住宅事業者が負う責任の範囲内で住宅取得者が保険金を請求できます。

- 保険事故の発生時に**住宅事業者が倒産している場合**
- 保険事故の発生後、**相当の期間を経過しても住宅事業者が補修を行わない場合**
(補修を断られたことをもって、直ちに直接請求ができるわけではないのでご注意ください。)

この場合の「支払限度額」や「保険期間」、「免責事由」は1の各項目に記載したとおりです。

(2) 保険金の支払対象となる費用と一事故あたりの限度額

直接修補費用	材料費や労務費等の、住棟を原状回復させるために直接必要となる費用	一事故あたりの限度額なし
調査費用	修補範囲や方法を特定するための費用	直接修補費用の 10% 〔最低 10 万円 で上限は 戸建住宅が 50 万円、共同住宅が 200 万円/棟 〕
仮住まい転居費用	住宅の居住者が補修期間中に仮住まいを余儀なくされた場合の、仮住まいに必要な費用	50 万円/戸

(3) 免責金額

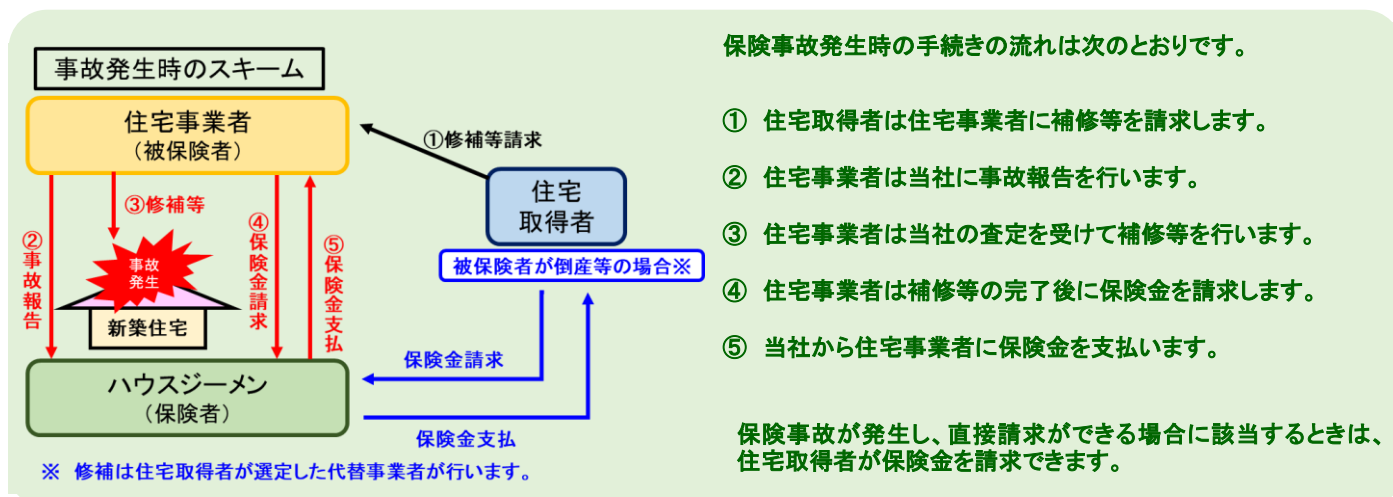
10万円で、請求者である住宅取得者が負担します。

(4) 故意・重過失損害の取扱い

住宅事業者の故意や重大な過失を原因とする保険事故は免責事由に該当しますが、直接請求では保険金が支払われます。ただし、住宅取得者に故意や重過失があった場合等の例外があります。

(5) 査定結果に対する審査の請求について

当社の査定結果を受け入れられない場合は、直接請求を行った住宅取得者は住宅瑕疵担保責任保険協会に査定結果に対する審査を請求できます。(TEL:03-3580-0338、受付時間:平日 9:00~17:00)



3. その他の取扱い

(1) 個人情報の取扱い

当社の営む業務の実施やサービス(関連会社等が扱う商品やサービスを含む)の案内等を目的に利用します。

当社は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- ・当社グループ会社との間で共同利用を行う場合
- ・利用目的の達成に必要な範囲内で業務委託先や再保険引受先等に提供する場合 など

詳細については、当社ホームページ(<https://www.house-gmen.com>)をご参照ください。

プライバシーポリシーは、右の二次元バーコードから確認いただけます。



(2) この保険に関する各種のお問合せ先

受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)	03-5408-8486	受付時間 平日 9:00～17:00
お客様相談室(ご相談、苦情)	03-5408-6088	
夜間休日受付窓口 (お客様相談および保険事故の一報受付)	0120-516-335	受付時間 平日 18:00～翌朝 9:00 土日祝日 24 時間



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関
住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0003

東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第 2 新橋ビル

©2022 株式会社ハウスジーマン